(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	ひろしまけんせらちょう	ふりがな	せらちくかっせいかけいかく
計画主体名	広島県世羅町	活性化計画名	世羅地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度 ~令和8年度 令和5年度 ~令和5年度	総事業費(交付金)	189, 981 千円 (62, 063 千円)
活性化計画目標	滞在者数及び宿泊者数の増加交流人口の増加	事業活用活性化計画目標	農観連携・グリーンツーリズムの促進 滞在者数及び宿泊者数の増加 16,556 人/年 交流人口の増加 280 千人/年 高齢者の集い(サロン)及び体験イベントの 開催件数 40 回

計画主体 確認の日付	令和5年1月31日	農林水産省 確認の日付	年	月	日
	17440 171 01 14	及何约至日 虚配心2日1	'	71	H

1 計画全体について

番号	16 日	チェック欄		判
留 写	項 目	計画主体	農林水産省	十1] [4] 1戊 1½
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交			活性化計画は、地域資源活用交流促進施設の整備による農観連
	流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合	0		携・グリーンツーリズムの促進を目標としており、法律及び基本
	しているか。			方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対			地域資源活用交流促進施設の整備により農観連携・グリーンツー
	象事業の構成が妥当なものか。			リズムの促進を図るものであり、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れてい			整備した施設で高齢者のサロン等を開催することにより体験イベ
	るか。			ントを企画立案し、実施していくことで、本町の農業観光をより

1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	0	深化させることを目標とし、農業体験や交流等を促し、宿泊者数と交流人口を農観連携・グリーンツーリズムの促進転出人口の増加数を抑制し、農山漁村への定住を促すことで、定住人口の維持・増加につなげることから、両計画の目標は、整合が取れている。 世羅町が計画主体となり、改善計画中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・ 林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策 との連携、配慮、調和等が図られているか。	0	世羅町の長期総合計画、過疎地域持続的発展計画、新町建設計画 など各種計画では、地域住民の活動拠点の整備や活用方針につい て位置付けている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況(開催日、出席者、検討結果等)が分かる資料が添付されているか。	0	農業関係者をはじめとした地域住民と協議を重ね、合意により計画を進めている。地域住民の代表者からなる山福田自治センター建設委員会と平成28年から協議を重ね、住民の意見等を反映し、活性化計画及び事業実施計画を策定している。 〇山福田自治センター建設委員会開催実績第1回 平成28年7月22日 13名第2回 平成28年8月26日 11名第3回 平成28年10月28日 9名第4回 平成28年12月22日 11名第5回 平成29年2月8日 12名第6回 平成29年3月27日 10名第7回 令和元年10月4日 12名第9回 令和元年10月4日 12名第9回 令和元年11月15日 15名第9回 令和2年1月24日 14名第10回 令和2年2月27日 11名第11回 令和2年8月7日 14名

1.0	古光はおしていまれます。 (チュコケン) トナフト ナ しょ デュナットー		古光の中状による 2 神体は海状に甘 さんかれい 2 再したてい 明
1-8	事業実施に必要な要件(許認可等)はあるか。あれば、許可を受けて		事業の実施にあたり建築基準法に基づく確認が必要となるが、関
	いるか。	0	係法規の定めるところにより、当該許認可等を得ることとしてい
			る。
1-9	交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内		総事業費: 189,981 千円
	か。		交付対象事業費: 124, 127 千円
			交付金要望額:62,063 千円
			交付額算定交付率:50%
		\cap	交付限度額:62,063 千円
		0	(内訳)
			①建築費 110,707 千円(381.75 ㎡×290 千円)×1/2
			=55,353 千円
			②附带工事費 13,420 千円×1/2=6,710 千円
			交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か(発電施設等の単独整備を実施する場		計画区域の農林地は全体の76.91%を占めている。
	合は記載不要)。		また、計画区域における全就業者数に対する農林漁業従事者の割
			合 (2020 国勢調査) は 24.55%であり、農業が重要な産業となっ
			ている。
			なお、活性化計画区域は市街化区域及び用途区域に指定されてい
			ない。
			・農林地面積=21,391ha/27,814ha=76.91%
			・農林漁業従事者の割合=1,959 人/7,981 人=24.55%

2 個別事業について

亚口	項目	チェック欄		Net Net He Hen
番号	快 · 口		農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交	0		今回新規に取り組む事業である。
	付金に切り替えて交付対象とするものでないか。			
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準			建築構造物については、建築基準法に基づき耐震性を有する構造
	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなってい	0		とし、十分な安全性を確保する計画とする。また、実施設計・施
	るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあ			工については施工監理業務委託を行い、専門知識を有する者に監
	るか。			理を担わせる。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる図の都市農山			今回新築する施設については、木造で建築する予定である。
	漁村総合交流促進施設、窓の地域資源活用交流促進施設、窓の地			
	域連携販売力強化施設、②の農林漁業・農山漁村体験施設のうち			
	滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業			
	支援施設及び卻の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機	0		
	械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法			
	(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令に基づく基準及び構造、			
	設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の			
	木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和 25 年法律第 201			実施設計を建築設計会社に業務委託することから、建築基準法等
	号)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)、木造の継手及			に基づき耐震性、耐久性等に適合する構造計画とする。
	び仕口の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1460 号)	0		
	等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実			該当なし
	施要領別記3に定める基準を満たしているか。	_		
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭			交付対象とする施設等の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に
	和 40 年大蔵省令第 34 号)別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上	0		関する省令別表第1機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用
	のものであるか。			年数表から次のとおりとなる。

			【地域資源活用交流促進施設】 ①建物 22 年 (木造又は合成樹脂造のもの→店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの) ②建物付属設備 15 年 (電気設備 (照明設備を含む。)→その他のもの) ③建物付属設備 15 年 (給排水又は衛生設備及びガス設備) ④建物付属設備 13 年 (冷房、暖房、通風又はボイラー設備→冷暖房設備 (冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの)) ⑤構築物 15 年 (金属造のもの→露天式立体駐車設備) ⑥構築物 10 年 (舗装道路及び舗装路面→アスファルト敷又は木れんが敷のもの)
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領(令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか。) (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	0	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領に則り算定した。 年総効果額は11,002,000円、総合耐用年数は17.9年、還元率は0.04227、妥当投資額は260,279,000円、廃用損失額は0円、投資効率は1.37である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる33自然・資源 活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	0 -	投資効率は 1.37 である。 該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	0	実施要領別表 2 における交付対象事業は次のとおりであり、事業 内容は要件等を満たしている。 要件類別: 2 交流対策型 事業メニュー:地域資源活用総合交流促進施設

			②地域資源活用交流促進施設
			実施主体:市町村
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。		事業主体は世羅町であり、目的外使用の恐れは無い。
		0	(事業については、指定管理者に委託する予定である)
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は		
	適正か。		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数		一般社団法人広島県観光連盟の広島県観光客数の動向から、世羅
	や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか。	0	地区の入り込み客数等の状況などを踏まえ、現状値及び目標値を
			設定している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえている	0	近隣市町村に類似施設はない。
	ກ່າ。	O	
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。		山福田自治センター建設委員会において、地域住民とともに検討
		0	を行った。利用対象者は主に山福田地区住民で体験イベントなど
			の際には地域外の住民の利用も想定され、年間を通じた活用が見
			込まれる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連		山福田自治センター建設委員会において、地域住民とともに検討
	携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。		を行った。通常時の利便性、体験イベント開催等活用面を踏まえ
		0	て、また災害時の避難所としての活用など、さまざまな観点から
			検討を行い、規模や設置場所等を決定している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦		地域活性化のために、地域が主体的にさまざまな活用を図るた
	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に	0	め、当該地区の住民自治組織である山福田地区振興協議会が運営
	記載されているか。		主体(指定管理者)となる方向で検討しており、スムーズな運営
			に向けてこの協議会と協議を重ねている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取		当該地区の住民自治組織である山福田地区振興協議会は、事務局
	組がなされているか。	0	長が女性であり、整備した施設は多くの高齢女性の利用が見込ま
			れることから、そうした利用者に配慮した運営等ができるようさ
			まざまな意見を取り入れている。

2-10	事業費積算等は適正か。		
	過大な積算としていないか。		基本設計を行い、施設規模・構造等から事業費を算出しているた
		0	め、妥当な積算である。また、費用対効果の面からみても適切で
			ある。
	建設・整備コストの低減に努めているか。		構造を木造とすることにより他構造(RC、鉄骨造)より建設コス
		0	トを下げている。また、市場価格等を十分に調査し、実施設計に
			おいてより整備コストの縮減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高	0	附帯施設は施設利用者のために利用可能な駐車場・外構一式であ
	いものを交付対象としていないか。)。		り、汎用性はない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象とし		備品のうち交付対象としているのは施設の機能上一体的な関係を
	ていないか。)。	0	有するもの、施設の稼働期間中常時設置されるもののみであり、
			他の目的に利用できるようなものはない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置		山福田自治センター建設委員会において、地域住民とともに検討
	目的から勘案して適正か。		を行った。整備予定場所は山福田地区の中心部に位置し、広島県
		\circ	道 28 号吉舎豊栄線に隣接しており、農林漁業者等地域住民や観光
			客の利便性は非常に高い。
			建物の裏側には蛍が生息する溝熊川が位置していることから、体
			験イベントなどの開催に際しても立地は適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	0	世羅町所有の土地であり、確保している。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施		該当なし
	要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分	-	
	に検討しているか。		
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。		
	実施要領別記3別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、		該当なし
	生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハ	_	
	ウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施		

	設及び®農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ−1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。		
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内か (既存施設は除く)。	0	整備する施設は 381.75 ㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。	0	施設の上限事業費以内となっている。 総事業費:189,981 千円 交付対象事業費:124,127 千円 交付金要望額:62,063 千円 交付額算定交付率:50% 交付限度額:62,063 千円 (内訳) ①建築費 110,707 千円 (381.75 ㎡×290 千円) ×1/2 =55,353 千円 ②附帯工事費 13,420 千円×1/2=6,710 千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		交付限度額の範囲内である。
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	-	該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	_	該当なし
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み 出す施設であるか。	-	該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	_	該当なし

2-16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む。)について十		本町の主要事業として実施するものであり、交付金を除く本町負
	分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。		担分については起債による借り入れを計画しており、起債に係る
			本事業の整備計画については県との協議が整い、議会の議決を得
		0	ている現在の計画について、延長を予定している。
			また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として事業実施主体
			の負担の軽減を図っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によ		指名競争入札により行う予定である。
	るなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、	\circ	
	その理由は明確か。		
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済	0	町において設置管理条例を制定、維持管理計画を作成し、適切に
	みか。)。		管理する。運営については、指定管理をする予定である。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、		該当なし
	事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正	_	
	なものとなっているか。		
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われてい		該当なし
	るか。	_	
2-20	他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか		該当なし
	(ある場合には、事業名を記載すること。)。	_	
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。		該当なし
		_	
2-22	他の施策(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)において交付		地域活性化のための施設であり、他の施策の交付対象とはならな
	対象となる施設等ではないか。	_	l v _o
2-23	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令		①まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
	和4年4月1日付け3農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知)	0	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業のうち関係人口創出事業
	別記3の別紙2(以下「配分基準別紙」という。)による優先採択ポ		として行うものである。

イントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)。

地域資源を活用した圏域の魅力づくり
定住人口や関係人口等の増加に向けた取組の推進
③国土強靭化施策
避難所の防災機能強化
④女性の能力の積極的な活用に向けた取り組み

り女性の能刀の積極的な活用に同けた取り組み 第2 1 企画・立案段階からの女性の参画促進 当該施設を運営する予定の山福田地区振興協議会は女性が

当該施設を運営する予定の山福田地区振興協議会は女性が事務局 長を担っており、施設の整備にあたっては企画立案段階から主体 的に関与していることから、本基本方針に沿った取り組みであ る。

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「一」を記入すること。
 - 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
 - 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。